

とやまっ子

すくすく電気

電気料金負担を軽減し、
お子さま3人以上の子育て世帯を応援します



実施概要

対象世帯 県内で18歳未満*の子ども3人以上が同居する世帯
※4月1日時点で18歳未満であれば、当年度内は対象となります。
(令和8年度は平成20年4月2日以降に生まれたお子さまが対象です)

支援額 ①18歳未満の子どもが**3人**の世帯
最大 **8,400円** (月額 700円)
②18歳未満の子どもが**4人以上**の世帯
最大 **21,600円** (月額 1,800円)

申請期間 令和8年3月1日(日)～令和9年2月28日(日)

支援期間 令和8年4月～令和9年3月

申請の流れ

ステップ1 事前に必要な書類を準備する

申請にあたり、次の書類の提出が必要ですので、ご準備ください。

●世帯全員の住民票

- ※1 「世帯全員」の住民票で、申請の「3カ月以内」に発行されたもの
- ※2 「○世帯主」、「○続柄」の記載があり、「×本籍」、「×マイナンバー」の記載のないもの
(住民票の取得時に十分ご注意ください。)

ステップ2 オンラインの申請フォームから申請する

「富山県電子申請サービス」の申請フォームから、必要事項を入力してください。

▶スマートフォンの方

二次元コードをご利用ください。



▶パソコンの方

すくすく電気のホームページ内の「申請はこちら」のリンクから入力してください。
(「すくすく電気」で検索。もしくは、「富山県電子申請サービス」のページから選択し、申請フォームに入力。)

すくすく電気

検索

※ ご使用のデバイス等の環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

ステップ3 必要な書類を郵送する

- ステップ1**で準備した住民票を下記の郵送先まで郵送してください。住民票の到着をもって申請完了となります。(月末や申請期間終了直前の2月の申請時はご注意ください。なお、住民票の電子ファイル化(PDF等。カメラ撮影画像を除く。)が可能な場合は、**ステップ2**の申請フォーム内の提出で申請は完了します。)
- 原則、申請の翌月から支給対象となり、翌月から当年度3月までの月数分の支給となります。

認定を受けた後は・・・

- 振込み ● 当年度の支援金をまとめて、翌年度の4月に申請された口座に振り込みます。
- 現況届 ● 翌年度4月1日時点での状況を届け出る必要があります。3月末ごろに提出のご案内を送付します。(提出のない場合、認定は失効となります。)
- 変更届 ● 県内外への引っ越しやお子さまの誕生などにより、申請内容に変更があった場合、変更届をご提出ください。県外へ引っ越しされた場合、県内に居住されていた月数分の支給となります。申請フォームはすくすく電気ホームページをご覧ください。

よくある質問

- Q** 年度の途中で子どもが生まれて3人以上になったのですが、申請できますか。
- A** お子さまが生まれた時点で18歳未満のお子さまが3人以上であれば、申請が可能です。原則、申請の翌月から支給となります。
- Q** 年度の途中で上の子どもが18歳になったのですが、変更届が必要ですか。
- A** 4月1日時点で18歳未満であれば年度内は対象となりますので、変更届の必要はありません。

そのほか、すくすく電気ホームページのQ & Aもご覧ください。

お問い合わせ・
郵送先

富山県企業局電気事業室

とやまっ子すくすく電気担当

076-444-0247

〒930-0094 富山市安住町2-14 北日本スクエア北館9階



すくすく電気

検索

mail : ml-suku@pref.toyama.lg.jp

※令和8年4月、「電気事業室」に変わります。